

◆各部会からあげられた事例

*第1回以降自立支援協議会以降に各部会から提供された事例です。各事例に共通する課題に着目したキーワードを右列に記載しています。

部会名	提出回	提供事例	キーワード
子ども部会	2	医療ケアが必要な就学前児童で、受けられるサービスが少なく、主たる介護者の母親への支援が必要なケース	医療ケア サービス自体がない サービス量の不足
	2	ひとり親家庭。子どもは発達障がい疑いのある就学前児童で、母親にも病気があり、介護疲れてレスパイトを希望しているが、使えるサービスがないケース	切れ目の支援 サービス自体がない サービス量の不足
	2	中高生になり、平日放課後の居場所として現在利用しているサービスが年齢と合わなくなっているケース	切れ目の支援 サービス自体がない
	3	特別支援学校と放課後等デイサービス事業所の送迎に係る人手不足及び運用ルールに関する問題	移動 (地域との)連携
就労・日中支援部会	2	保護者の高齢化により、保護者の介護サービス、本人の障がい福祉サービスの利用を進めているが利用に至らないケース	アセスメントの視点の確認 切れ目の支援
	2	事業所のスタッフのなり手の不足	人材不足
くらし部会	2	軽度知的障がいの人の家族の急病時に相談する場所がなく困っているケース	はざまの支援
	2	緊急一時保護利用中に、日中活動を利用するために通所支援サービスを利用したいが、原則使えず、個別対応になっているケース	制度解釈 移動
	3	知的障害GH利用者(精神障害との重複障害)の他利用者・職員への暴力行為への対応・対処について	(地域との)連携
	3	ヘルパー事業所による、利用者への行動援護利用提案	移動 制度解釈
相談支援部会	2	通学や通所時の移動手段がなく、希望しても利用ができない	移動 人材不足 サービス量の不足
	2	日中の過ごす場所がどこもいっばいで選択できず、空いているところに通所をしなければならない	サービス量の不足
	2	放課後等デイサービスに空きがなく、利用できず、遠方の事業所を利用しているために親が仕事を休んだり、退職して送迎をしなければならない	サービス量の不足
	3	住まいの問題。家賃の高さ、それに起因する劣悪な生活環境。騒音問題。ゴミ屋敷問題。	(地域との)連携 サービス自体がない

◆テーマ別課題

*キーワードをもとに6つのテーマに分類しました。今回はそのうち2つのテーマ(1)、(6)をとりあげて検討します。

(1)移動	学校への送迎、障がいサービスへの送迎、自宅以外での移動支援の必要、イベントへの参加、通院、使えるサービスのリストと条件
(2)切れ目の支援(学齢から社会人)	使えるサービスの変化(児童発達→放課後デイ、学校→就労、生活介護)、計画のスムーズな連携
(3)切れ目の支援 (介護保険の対象となる65歳以降)	介護保険サービスの情報、介護保険サービスの障がいのある人への対応、介護サービス利用への移行方法、計画相談とケアマネとの連携
(4)医療	医療ケアが必要な人が利用できるサービス、対応してくれる医療機関、障がいの知識がある医療機関、加齢による医療の必要、訪問介護
(5)人材確保	
(6)(地域との)連携	重複障がいへの対応、福祉サービスと地域とのつながり、家賃の高騰、安心して暮らせる住居の確保、周辺住民への理解、地域の見守り

◆(2)、(3)…第2回自立支援協議会にて検討

課題検討用資料①　ー　テーマ別ニーズ・シーンと解決に向けて活用できる資源等

検討テーマ ①				
移動	ニーズ	学齢期	通学支援	
			放課後等デイサービス等への通所支援	
			通院の介助	
		社会人	通所支援	
			通院の介助	
		医療的ケア	専用車両の不足	
		精神障がい	社会参加	
			通院の介助	
	使える資源・制度	総合支援法	通院等介助（居宅介護）	
			重度訪問介護	
			同行援護・行動援護	
		⇒地域生活支援事業	移動支援	通学支援
				通所支援
			日中一時支援	送迎を伴う日中一時支援
		区の制度	緊急介護人の派遣制度	
		関係機関	ボランティアセンター	
			ファミリー・サポート	
		民間・非営利	地域密着型サポート団体	
		民間・営利	介護タクシー	

＊課題と関連するシーンやニーズと、それに対し活用できる資源や制度、ネットワークの一例です。

課題検討用資料① ― テーマ別ニーズ・シーンと解決に向けて活用できる資源等

検討テーマ ②			
(地域との) 連携	シーン	グループホーム	重複障がいの人への対応
		高齢化	身体機能の低下・認知症
			5080問題
		住居の確保	家賃高騰
			ごみ問題
	子ども	障がいを理由にした入居拒否	
		ひきこもり	
	使える資源・制度・ ネットワーク	関係機関・ネットワーク	結・しぶや
			ボランティアセンター
			渋谷区子育てネウボラ
			地域福祉コーディネーター
			生活支援コーディネーター
			居住支援協議会
			地域包括支援センター
		区の制度	介護保険
		民間	生活保護

*課題と関連するシーンやニーズと、それに対し活用できる資源や制度、ネットワークの一例です。

課題検討用資料② ― 制度や資源等に関する補足資料

テーマ	制度・資源	概要	対象者														
移動	通院等介助（居宅介護）	居宅介護（ホームヘルプ）に含まれるサービスの1つです。 通院にかかる病院等への送迎、官公署への移動等の介助や通院先での受診等の手続きなどの際に利用できます。	居宅介護：18歳以上の身体・知的・精神障がい等障害支援区分1以上と認定された方および18歳未満のこれに相当する障がい児 →通院等介助（身体介護を伴う）が必要な場合は、障害支援区分2以上かつ区分の認定調査項目において、歩行等の行動に見守りが必要と認定されている場合														
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方であって、常時介護を要する方														
	同行援護	障害者総合支援法において、介護給付費等の支給の対象となるサービスの一つです。 重度の視覚障がい者が外出する際に、必要な代筆・代読、移動、排せつ・食事等の支援を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方														
	行動援護	障害者総合支援法において、介護給付費等の支給の対象となるサービスの一つです。 行動面に著しい困難がある人に対し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がいまたは精神障がいにより行動面に著しい困難があり、常時介護が必要な方														
	移動支援	障害者総合支援法において、市町村の地域生活支援事業として位置付けられる事業です。 屋外での移動が困難な人等に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。	区内在住で、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳の交付を受けている、視覚・聴覚障がいまたは全身性障がい（※）のある方 ※ 上肢障がいⅠ級かつ下肢障がいⅠ級、または体幹機能障がいⅠ級 ② 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、高次脳機能障がいの特性により外出時の移動に支援が必要な方														
	通学支援	移動支援のサービスの1つで、以下の場合に利用できます。 ※保護者の就労等条件があります。 都内の特別支援学校または区立小学校・中学校の特別支援学級への通学のうち、①～③に該当するもの。 ① 自宅から学校までの送迎 ② 学校から放課後等デイサービス事業所までの送迎 ③ 放課後等デイサービス事業所から自宅までの送迎（長期休暇中のみ）	■移動支援を利用できる「外出」の範囲 ※ 種別ごとにサービスの利用申請が必要です。 <table><tr><th>種別</th><th>外出の内容</th><th>支給時間</th><th>支給条件等</th></tr><tr><td rowspan="4">移動支援</td><td>社会生活上必要不可欠な外出 （例）冠婚葬祭に係る移動、 官公庁・金融機関等での手続き</td><td rowspan="4">1 か月につき 25時間まで （単身者、全身性障がいのある方は、支給時間が加算される場合があります。）</td><td>—</td></tr><tr><td>余暇活動等社会参加のための外出 （例）買い物、美術館・博物館見学、 映画鑑賞、スポーツ観戦、お祭り</td><td>通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出は対象外です。</td></tr><tr><td>突発的な通院</td><td>・ 65歳未満の方が対象です。 ・ 定期的な通院は対象外です。 ・ 受診時の待ち時間は支給時間に含まれません。</td></tr><tr><td>自宅から短期入所施設・緊急一時保護施設までの送迎</td><td>施設の利用中は、移動支援を利用できません。</td></tr></table>	種別	外出の内容	支給時間	支給条件等	移動支援	社会生活上必要不可欠な外出 （例）冠婚葬祭に係る移動、 官公庁・金融機関等での手続き	1 か月につき 25時間まで （単身者、全身性障がいのある方は、支給時間が加算される場合があります。）	—	余暇活動等社会参加のための外出 （例）買い物、美術館・博物館見学、 映画鑑賞、スポーツ観戦、お祭り	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出は対象外です。	突発的な通院	・ 65歳未満の方が対象です。 ・ 定期的な通院は対象外です。 ・ 受診時の待ち時間は支給時間に含まれません。	自宅から短期入所施設・緊急一時保護施設までの送迎	施設の利用中は、移動支援を利用できません。
	種別	外出の内容		支給時間	支給条件等												
	移動支援	社会生活上必要不可欠な外出 （例）冠婚葬祭に係る移動、 官公庁・金融機関等での手続き	1 か月につき 25時間まで （単身者、全身性障がいのある方は、支給時間が加算される場合があります。）	—													
余暇活動等社会参加のための外出 （例）買い物、美術館・博物館見学、 映画鑑賞、スポーツ観戦、お祭り		通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出は対象外です。															
突発的な通院		・ 65歳未満の方が対象です。 ・ 定期的な通院は対象外です。 ・ 受診時の待ち時間は支給時間に含まれません。															
自宅から短期入所施設・緊急一時保護施設までの送迎		施設の利用中は、移動支援を利用できません。															
通所支援	移動支援のサービスの1つで、自宅またはグループホームから区内の就労継続支援B型事業所までの送迎の場合利用できます。 ※愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方等の条件有																
日中一時支援	在宅の障がいのある人や子どもの日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がい者支援施設で日中一時的に預かり、生活に必要な介護を行います。 渋谷区の場合、日中一時支援の利用に伴う送迎を行っています。	原則65歳以下の障がい児者 ※区内では、主に放課後の介護等を行うことが困難な、特別支援学校に通学する障がいや発達の遅れのある児童を対象とした、障がい児保育型日中一時支援事業のみ実施しています。															
緊急介護人派遣制度	障がいのある方を在宅で日常的に介護している家族が、一時的な病気や冠婚葬祭等の緊急な理由で介護ができないとき、家族に代わる介護人（本人推薦による）を派遣します。 <table><tr><th colspan="3">■給付券の内容</th></tr><tr><th>名 称</th><th>交付内容</th><th>介護人謝礼</th></tr><tr><td>緊急介護給付券（3時間券）</td><td>年30枚交付（申請月により枚数が異なります。）</td><td>1枚につき 3,000円</td></tr><tr><td>宿泊介護給付券（12時間券）</td><td>21時～翌日9時の間で使用。年3枚交付（必要なときに交付します。）</td><td>1枚につき 12,000円</td></tr></table>	■給付券の内容			名 称	交付内容	介護人謝礼	緊急介護給付券（3時間券）	年30枚交付（申請月により枚数が異なります。）	1枚につき 3,000円	宿泊介護給付券（12時間券）	21時～翌日9時の間で使用。年3枚交付（必要なときに交付します。）	1枚につき 12,000円	区内在住で、次のすべてに該当する方 ① 身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方 ② 日常的に家族の介護を受けている方 ③ 介護人を推薦できる方 ※ 障がいのある方から見て2親等以内の親族、配偶者は介護人になれません。			
■給付券の内容																	
名 称	交付内容	介護人謝礼															
緊急介護給付券（3時間券）	年30枚交付（申請月により枚数が異なります。）	1枚につき 3,000円															
宿泊介護給付券（12時間券）	21時～翌日9時の間で使用。年3枚交付（必要なときに交付します。）	1枚につき 12,000円															

課題検討用資料② ― 制度や資源等に関する補足資料

テーマ	制度・資源	概要	対象者												
移動	ボランティアセンター	福祉のまちづくりのためにボランティア活動の推進や支援を行っています。 <table><tr><td>① 相談・調整</td><td>ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整</td></tr><tr><td>② 啓発・普及・育成</td><td>各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成</td></tr><tr><td>③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり</td><td>情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置</td></tr><tr><td>④ ボランティア室の開室</td><td>ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等</td></tr><tr><td>⑤ 会議室・資料・機材の提供</td><td>高齢者疑似体験セット・点字器・白杖(体験用)の貸出等</td></tr><tr><td>⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付</td><td>活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付</td></tr></table>	① 相談・調整	ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整	② 啓発・普及・育成	各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成	③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり	情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置	④ ボランティア室の開室	ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等	⑤ 会議室・資料・機材の提供	高齢者疑似体験セット・点字器・白杖(体験用)の貸出等	⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付	活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付	
	① 相談・調整	ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整													
	② 啓発・普及・育成	各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成													
③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり	情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置														
④ ボランティア室の開室	ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等														
⑤ 会議室・資料・機材の提供	高齢者疑似体験セット・点字器・白杖(体験用)の貸出等														
⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付	活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付														
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助が必要な人(ファミリー会員)と子育ての援助ができる人(サポート会員)が、登録し、会員相互の子育て支援活動を行っています。 一時預かり(サポート会員宅や公共施設、子育て支援センターなど)や、保育施設などの開始時間前・終了時間後・休業日の子どもの預かり、保育施設(保育園・幼稚園・小学校・放課後クラブなど)の送迎などを行っています。	◆ファミリー会員 区内在住で、生後6か月から小学校3年生までの子どもを育てている人 ◆サポート会員 18歳以上の人で、子育ての経験がある(ボランティア経験など子育て支援経験を含む)、または保育士などの資格を有する人(事前に講習を受講してもらいます)													
福祉タクシー・リフト付きタクシー・介護タクシー	障がい者や高齢者等、自力で移動することが難しい場合に利用できるサービスの一種です。 通常のタクシーと異なり、車いすやストレッチャー等で横になったまま乗車できる車両など、スムーズな送迎のために必要な設備を備えているものもあります。	【リフト付きタクシーの利用登録】 区内在住で、常時車いすを使用しているか寝たきりの状態にあり、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳1・2級の方 ② 身体障害者手帳3級のうち、下肢・体幹機能障がい、または酸素吸入装置を常時携帯する必要のある呼吸器機能障がいの方 ③ 愛の手帳1・2度の方 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方 ※この他、福祉タクシー、介護タクシー等の利用にあたっては、福祉タクシー券の交付や利用料助成制度もあります(条件有)。													

課題検討用資料② ― 制度や資源等に関する補足資料

テーマ	制度・資源	概要	対象者												
(地域との) 連携	グループホーム (共同生活援助)	主に夜間や休日に共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、又は食事の介助、生活等に関する相談や日常生活上の援助を行います。 入居期間に定めのない滞在型グループホームと、入居期間に定めのある(最長3年間)通過型グループホーム(東京都独自制度)があります。また、サービスの提供方法によって、「介護サービス包括型」「外部サービス利用型」「日中活動サービス支援型」「サテライト型」の大きく4種類に分けられます。													
	8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるという問題です。背景にあるのは子どもの「ひきこもり」であり、ひきこもり世帯が高齢化したことで、親の介護、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的な課題が生じています。 一般的な8050問題に加え、80代の親が障がいのある50代の子の生活を支える老障介護の状況が問題となっています。													
	地域共生サポートセンター ＜結・し・ぶや＞	渋谷区において、重層的支援体制整備事業を担う地域のさまざまな団体同士が繋がるプラットフォームです。 団体同士が交流・連携することにより、新たな取り組みや複雑・複合化した課題を抱える地域住民への伴走体制を強化することを目指しています。	◆利用対象 区内における地域共生社会の実現に寄与する活動をしている以下の団体 ・特定非営利活動法人 ・一般社団法人 ・地域団体 ・その他区長が特に必要と認めた団体												
	重層的支援体制整備事業	子ども・障がい・高齢・生活困窮などの分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対して、分野を横断し一体的となって取り組むための包括的な支援体制を整備する事業です。													
	ボランティアセンター	福祉のまちづくりのためにボランティア活動の推進や支援を行っています。 <table><tr><td>① 相談・調整</td><td>ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整</td></tr><tr><td>② 啓発・普及・育成</td><td>各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成</td></tr><tr><td>③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり</td><td>情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置</td></tr><tr><td>④ ボランティア室の開室</td><td>ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等</td></tr><tr><td>⑤ 会議室・資料・機材の提供</td><td>高齢者疑似体験セット・点字器・白杖(体験用)の貸出等</td></tr><tr><td>⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付</td><td>活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付</td></tr></table>	① 相談・調整	ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整	② 啓発・普及・育成	各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成	③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり	情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置	④ ボランティア室の開室	ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等	⑤ 会議室・資料・機材の提供	高齢者疑似体験セット・点字器・白杖(体験用)の貸出等	⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付	活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付	
	① 相談・調整	ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整													
② 啓発・普及・育成	各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成														
③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり	情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置														
④ ボランティア室の開室	ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等														
⑤ 会議室・資料・機材の提供	高齢者疑似体験セット・点字器・白杖(体験用)の貸出等														
⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付	活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付														
渋谷区子育てネウボラ	「出会う、集う、語る、つながる。」「地域みんなで子どもを育てる。」をコンセプトとした子育て拠点施設として、令和3年8月2日にオープンしました。不安なく少しでも喜びの多い子育てができるよう、妊娠期から18歳になるまでの全ての子どもとご家族をサポートする仕組みです。 妊娠期～子どもが18歳になるまで、切れ目のないサポートを行います。 来所や電話での発達相談に限らず、未就学児通所施設の巡回や園・学校等訪問支援、お子さんへの直接支援や先生への助言等も行い、集団生活に適應できるような支援も行います。また、先輩ママパパによるピア・サポートイベント「おしゃべりSunday」等のイベントなどを通して保護者への支援も行っています。														

課題検討用資料② ― 制度や資源等に関する補足資料

テーマ	制度・資源	概要	対象者
(地域との) 連携	地域福祉コーディネーター	従来のサービスや制度の狭間で潜在化・複雑化している課題を把握するとともに、地域における関係機関のネットワーク化を進めるため、地域福祉コーディネーターを配置しています。 対象者を高齢者に限定せず、地域で発見された生活課題の解決に向け、アウトリーチ（訪問）や社会資源の把握および開発、地域活動に関わるネットワークの構築を進めていきます。 <社会資源とは？> 地域住民のニーズを充足することや、問題を解決するために活用される制度・人材・場所・財源・情報等の総称。	◆対象 全区民
	生活支援コーディネーター	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の基盤整備に向けた地域づくりを推進します。 ・地域の困りごとやサービスの把握 ・高齢者の居場所づくりなど、新たな地域資源の開発 ・地域住民や関係機関との連携・ネットワークづくり ・地域の担い手の養成	◆対象 主に高齢者
	居住支援協議会	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、行政、不動産関係団体、居住支援団体などが連携し、住宅確保要配慮者および賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供などの支援を実施・検討する組織です。	
	地域包括支援センター	高齢者福祉と介護保険サービスの相談・調整・手続きを行う地域の総合窓口です。 地区別に担当の地域包括支援センターが異なります（区内11カ所）。 また、令和5年4月から障がい福祉に関する相談も受け付けています。障がいについての困り事も伺い、適切な機関につなぎます。	
	介護保険	40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要であると認定されると介護サービスを利用することができます。加入のための手続きは必要ありません。 介護サービスには、訪問系サービス、施設サービス、通所系サービス等があり、要支援・要介護等の認定を受けると介護保険サービスが利用できます（認定の種類により、利用できるサービスは異なります）。	◆第1号被保険者 65歳以上の人 65歳以上の人には、被保険者証（介護保険の保険証）が発行されます。 被保険者証は、要介護認定の申請、ケアプランの作成依頼など、介護サービスを利用するときに使用します。 ◆第2号被保険者 40～64歳の医療保険加入者
	生活保護	憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき最低限度の生活を保障する制度です。病気や怪我、そのほかさまざまな事情で暮らしに困っている方に、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように援助することを目的としています。	

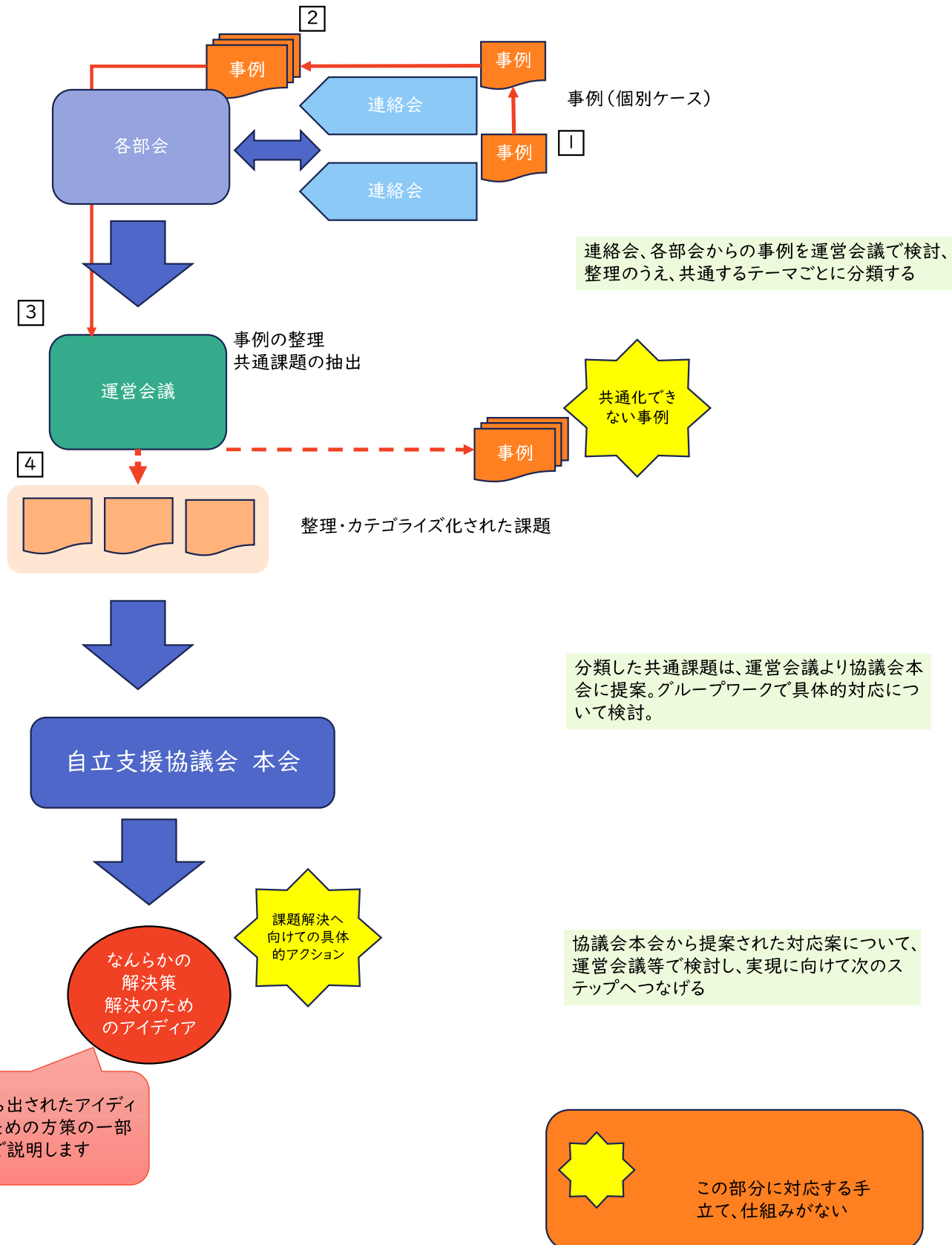
【出典】渋谷区障がい福祉推進計画（2024～2026年度）／障がい者福祉のてびき2022／渋谷区ポータル
第2期渋谷区子ども・子育て支援事業計画／渋谷区地域福祉計画（令和4年度（2022）年度～令和8（2026）年度）

個別事例から課題を検討する流れ(1)

今年度、協議会は、部会の構成、部会での検討内容、また本会の運営方法など、全体的な見直しを行いました。従来の障がい福祉サービス運営側からみた課題の検討ではなく、地域に暮らす人々の個々の事例から上がってくる課題を共有することで、地域の課題を分析し解決する方法を考えることを、協議会の中心的な活動と位置づけました。

各部会から事例を提供していただき、以下のような流れで検討を行います（事例の流れについては → で提示）。

（個別の事例への対応は協議会では行いませんが、個別事例を通して見えてきた障がい福祉全体の課題については、その対応方法を検討していきます）



個別事例から課題を検討する流れ(2)

具体的に検討し、アクションを起こし、制度化するための仕組みとして、「地域生活支援拠点連絡会」との連携と、「次期計画策定プロジェクト」の設置を提案します

